

～医療情報取得加算に関する掲示～

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

上記の整備により、質の高い医療の提供に努めており、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の加算を算定しております。

●医療情報取得加算（令和6年12月1日から）

○ 初診時 1点

○ 再診時（3月に1回に限り算定） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願いいたします。

ひたちの中央クリニック